

平成 31 年 3 月 12 日

上越市ガス水道局
(建設課)

平成 31 年 4 月 1 日以降通知(公告)の建設工事の労務単価改定について (通知)

この度、平成 31 年 3 月 1 日以降から適用する公共工事設計労務単価が改定されたことを受け、下記のとおり通知します。

記

1. 適用の時期

平成 31 年 4 月 1 日以降の入札通知及び入札公告分から適用

2. 改定する労務単価

平成 31 年 3 月 1 日以降適用「新潟県土木工事等基礎単価表 (新潟県土木部、農地部、農林水産部)」の公共工事設計労務単価を適用

3. 注意事項

今回の改定による単価及び代価の構成は以下のとおりです。

- ① 材料単価：平成 30 年度【秋】資材単価一覧表(平成 30 年 12 月 4 日以降通知(公告)適用)を適用
- ② 労務単価：新潟県土木工事等基礎単価表(平成 31 年 3 月 1 日以降適用)を適用
- ③ 資機材単価：新潟県土木工事等基礎単価表(平成 30 年 10 月 1 日以降適用)を適用
- ④ 布設費及び土木代価：平成 30 年度【秋】代価表 (平成 30 年 12 月 4 日以降通知 (公告) 適用) を適用

以上